



外国人介護人材の受入れについて (最近の動向)

令和元年9月10日

厚生労働省 東海北陸厚生局

介護分野における特定技能試験の 実施状況

技能試験・日本語試験の概要

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CTBT)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 本年秋季以降
- 開始時期: 平成31年4月

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CTBT)方式
- 実施回数: 年おおむね6回程度、国外実施を予定
- 開始時期: 平成31年4月

「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CTBT)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 本年秋季以降
- 開始時期: 平成31年4月

(※)又は「日本語能力試験(N4以上)」

試験の実施状況

【フィリピン】

- 4月から毎月マニラで実施。これまで介護技能評価試験に計391名、介護日本語評価試験に計358名が合格(4~7月試験の実績)。
- 8月以降は以下の日程で実施予定。
マニラ: 8/6~8, 17~19, 9/9~12, 10/29~11/1 セブ: 10/26, 27, 11/5~7 ダバオ: 11/12~15

【フィリピン以外の国】

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定)の中で、国際交流基金日本語基礎テストを実施することとされた9か国(ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル)のうち、国際交流基金日本語基礎テストの実施環境等が整った国から順次、試験の実施を検討。現時点では以下の日程で実施予定。
- カンボジア(プノンペン): 9/7~8、10/27~30、ネパール(カトマンズ): 10/27, 28, 11/5, 6、ミャンマー(ヤンゴン): 10/30~11/1, 11/4~7、モンゴル(ウランバートル): 11/14~17

2

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の受入環境整備事業の創設 【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

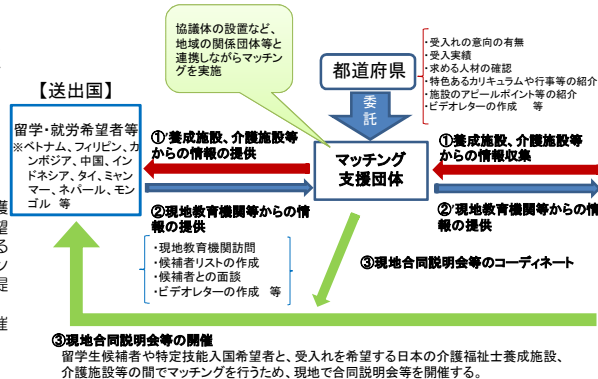
介護福祉士資格の取得を目指す留学生等(※)の外国人介護人材の受入介護施設等とのマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能等による就労希望者とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能等による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能等就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など



(※)令和元年度から、「特定技能」で入国し、日本の介護施設等での就労を希望する外国人材を対象に追加


3

(参考1) お役立ちツール

- ①日本語学習支援ツール(WEBコンテンツ)
- ②介護現場で使われる日本語テキスト
- ③外国人介護人材のための相談窓口
- ④外国人介護人材受入れガイドブック

日本語学習Webコンテンツ

日本語学習 Webコンテンツ
「にほんごをまなぼう」のご紹介



<登録ユーザー数>
約 1,000 人

たくさんの外国人介護人材が利用しています。

<管理者登録数>
約 500 団体

管理者(監理団体・受入事業者・日本語学校等)も日本語教育に活用しています。

URL: <http://aft-jaccw.eknowhow.jp/rpv/>

「にほんごをまなぼう」は、日本の介護現場で働く外国人のみならずの総合プラットフォームコンテンツを目指して、日本語能力の向上、介護現場で必要とされる知識の習得をしっかりとサポートしていきます。日本語学習で高い学習効果を生み出すためには、適切な指導者や学習プログラムが不可欠です。何よりも、学習者自身が自立的に学習に取り組むことが不可欠でしょう。その環境を提供するのが「にほんごをまなぼう」です。入国後、1年以内にN3程度の日本語試験に合格することを目的としています。

< 5 つの特徴 >

無料 日本語学習、介護に関心のある方であれば誰でも無料でご利用可	試験合格 日本語能力試験「N3」合格を目指すための学習支援	自律学習 自分の学習状況に応じて学習できる自律学習支援システムを採用	介護の日本語 日本の介護現場で使われる日本語テキストを提供	インセンティブ デジタルネイティブ時代の企業文化を促進
--	---	--	---	---------------------------------------

公益社団法人 日本介護福祉士会
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本介護福祉士会ビル5階


「にほんごをまなぼう」

～介護の現場で働く外国人のための日本語習得への道～

「にほんごをまなぼう」は登録すれば無料で誰でも、インターネット上で日本語の勉強ができます。

「にほんごをまなぼう」のサイトにアクセスして「はじめのほうちちら」をクリック
<https://aft.kaijo-nihongo.jp/rpv/>

またはこちらのQRコードからアクセスしてIDとパスワードを登録



ドリルを使って繰り返し日本語を学習することができます。

介護でつかう日本語をしゃべって学ぶことができます。

お問い合わせ先

公益社団法人日本介護福祉士会事務局 Mail kaigo.nihongo@jaccw.or.jp

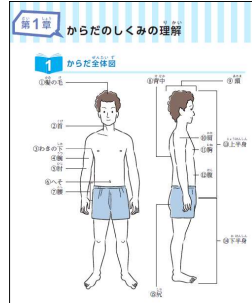
介護の日本語テキスト等の参考ツール

詳細は厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>) をご覧ください。



【出典】日本介護福祉士会「介護の日本語」（平成30年8月）
平成30年度介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業により作成

●内容例



英語	インドネシア語	ベトナム語	中国語
eye	matras	nhãn	肉眼
neck	leher	cổ	脖子
armpt	leher	collar	部下
arm	lengan	chân tay	手袋
elbow	elbu	khủy tay	肘
belly button	puar	đón	肚臍
lower back	pinggang	eo	腰
back	pinggang	lưng	后背
hand	kepal	chân	手掌
shoulder	lengan	vai	肩膀
chest	daun	ngực	胸部
body	pele	khôg	體身
upper body	lengan bagian atas	phần trên của người	上半身
lower body	lengan bagian bawah	phần dưới của người	下半身
hip	pinggul	hông	臀部

●「介護の日本語」テキスト以外にも厚生労働省HPに多数掲載中

- 監理団体が行う入国後講習の標準的な日本語学習プログラム(3824回)
- 入国前 日本語自立学習支援ツール(WEBコンテンツ)
- 監理団体の皆様へ！ 技能実習生の日本語学習をサポートするWEBコンテンツ(入国後 日本語自立学習支援ツール)について
- 入国後 日本語自立学習支援ツール(WEBコンテンツ)
- 入国後 日本語自立学習支援ツール(WEBコンテンツ)の監理団体利用申請ページ
- 「介護の日本語」テキスト(日本語版)
- 「介護の日本語」テキスト(英語・インドネシア語・ベトナム語・中国語対応版)
- 「介護の日本語」テキスト(クメール語・タイ語・モンゴル語・ミャンマー語対応版)
- 「介護の日本語」指導者用手引書
- 介護分野の技能実習生の実習実施者の日本語学習指導者向け手引書
- 介護職種の技能実習指導員講習テキスト

6

介護現場で働く外国人のための相談窓口

外国人介護人材 無料相談サポート
Consultation Support for Foreign Care Workers

対応言語: 日本語, 英語, タイ語, 中国語, ベトナム語, インドネシア語

相談方法: まずはお気軽に **お電話**・**メール** でご相談ください。また **LINE**・**Facebook** から受付付けております。

03-6206-1129

対応言語	対応時間	対応言語	月	火	水	木	金
日本語	平日(日-金) 9:30~13:00	英語・タイ語	●	●	●	●	●
英語	14:30~17:30	中国語	●	●	●	●	●
ベトナム語		インドネシア語	●	●	●	●	●

公益社団法人 国際厚生事業団 外国人介護人材支援部

What's JICWELS
国際厚生事業団は2005年より経済連携協定(EPA)に基づき看護・介護福祉士候補者の受け入れにおいて、国内の広大な受け入れ調整機関として、多くの候補者を日本国内の施設に紹介し、候補者やその受け入れ施設へのサポートを行っています。

外国人介護人材相談サポート
これからは、在留資格「介護」や「技能実習」、「特定技能」の制度により、介護分野で働く外国人材が増えていきます。JICWELSでは、各国向けに介護現場で就業するための外国人材の方へ、これまでの外国人材の受け入れ経験を活かしサポートいたします。

専門分野 ~ 提供できるサービス(専門家がいます) ~
生活支援 | 日本語学習支援 | 労働に関して

相談内容
● 介護現場で就業するすべての外国人材の方が対象です。
● 外国人材を雇用する介護施設等からの相談も受け付けています。

受け入れている外国人材がホームシックでどうすればいいかわからない
文化の違いで、うまくコミュニケーションがとれない
Life? VISA? Work?

例えば、外国人材が安心して就業するために必要な取組みなどについて、当事業団のこれまでのEPA介護福祉士候補者受入支援事業で培ったノウハウを活用し、できる限りの助言を行います。

相談事例
生活支援: 「社会保険や住民税の仕組みがよく分からない」
日本語学習: 「介護分野で働く使う日本語のテキストはありますか?」
労働条件: 「雇用契約書の内容がよく分からない」

電話: **03-6206-1129**
WEB: <https://jicwels.or.jp/fcw>

お困りのことがありましたらなんでも相談してください

7

外国人介護職員の雇用にに関する介護事業者向けガイドブック

詳細は厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html)をご覧ください。

●内容例



外国人介護職員の雇用にに関する介護事業者向けガイドブック

外国人介護職員と一緒に働いてみませんか？

今、外国人を介護職員として採用する事業者が出てきています。外国人を採用した介護事業者からは、職場が明るくなった、職員の一体感が醸成された、外国人への教育を通じて介護サービスの質の向上につながったといった声がかけています。

また、外国人介護職員に、日本の介護の知識や技術を伝えることは、国際員にもつながる取組です。

あなたの事業所でも、外国人介護職員を採用して、一緒に働いてみませんか？

外国人介護職員を採用するにどのような方法があるか
⇒ 2ページへ

介護事業者における外国人介護職員の雇用について現状や実態を知りたい
⇒ 4ページへ

外国人介護職員を雇用するための各制度の具体的な内容を知りたい
⇒ 6ページへ

外国人介護職員を採用した介護事業者の事例や事業者の声を知りたい
⇒ 12ページへ

外国人介護職員を雇用できる4つの制度の概要

雇用できる外国人介護職員の資格を身につけているか？	外国人介護職員には「ずっと働いてもらえる」か？	外国人介護職員は母国での資格や学習経験があるか？	外国人介護職員の母国語での日本語能力の目安は？	外国人介護職員の母国語での日本語能力の目安は？	外国人介護職員の母国語での日本語能力の目安は？	外国人介護職員が母国語での介護サービス提供に制限はあるか？
EPA EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用 ⇒ 6ページへ	資格なし ただし、資格取得も目指している	資格なし ただし、資格取得も目指している	大卒者は、就職活動時点でN3程度、入国時の場合はN2程度、N2程度、N2程度	あり J-COVELによる入国試験	制限あり 介護福祉士の職務内容とは、一部異なる業務に限定して就業可能	
介護 日本の介護福祉士養成施設を卒業した介護資格「介護」をもつ外国人の雇用 ⇒ 7ページへ	介護福祉士	永続的な就労可能	なし	なし	制限なし	
技能実習 技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用 ⇒ 8ページへ	資格なし ただし、実務研修等修了後には、就職することは可能	最長5年 ※1 ※2	なし	あり 入国時の要件はN4程度、入国試験	制限あり 訪問サービスは不可	
特定技能 在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用 ⇒ 9ページへ	資格なし ただし、実務研修等修了後には、就職することは可能	最長5年 ※1 ※2	なし	あり 雇主企業等によるサポート	制限あり 訪問サービスは不可	

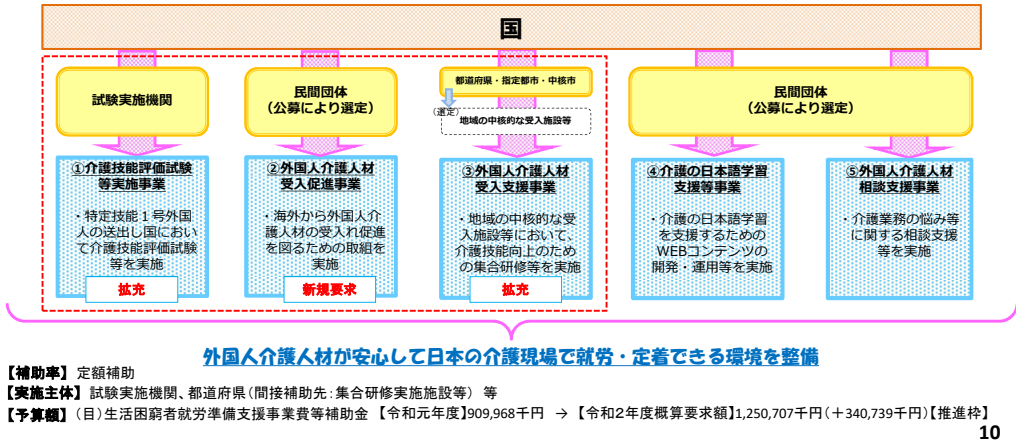
【出典】三菱UFJリサーチ&コンサルティング「外国人介護人材の受入環境の整備に向けた調査研究事業報告書」(平成31年3月) 平成30年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)

(参考2) 令和2年度概算要求関係資料

「外国人介護人材受入環境整備事業」の拡充（令和2年度予算要求）

- 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。令和2年度予算要求では、外国人介護人材入国前における②を新規事業として要求する。
- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施【拡充】
 - ② 地方の特定技能外国人の受入れを促進するための取組や海外への情報発信の取組を実施【新規要求】
 - ③ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援【拡充】
 - ④ 介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備の推進に対する支援
 - ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



新 外国人介護人材受入れ施設環境整備事業（仮称）

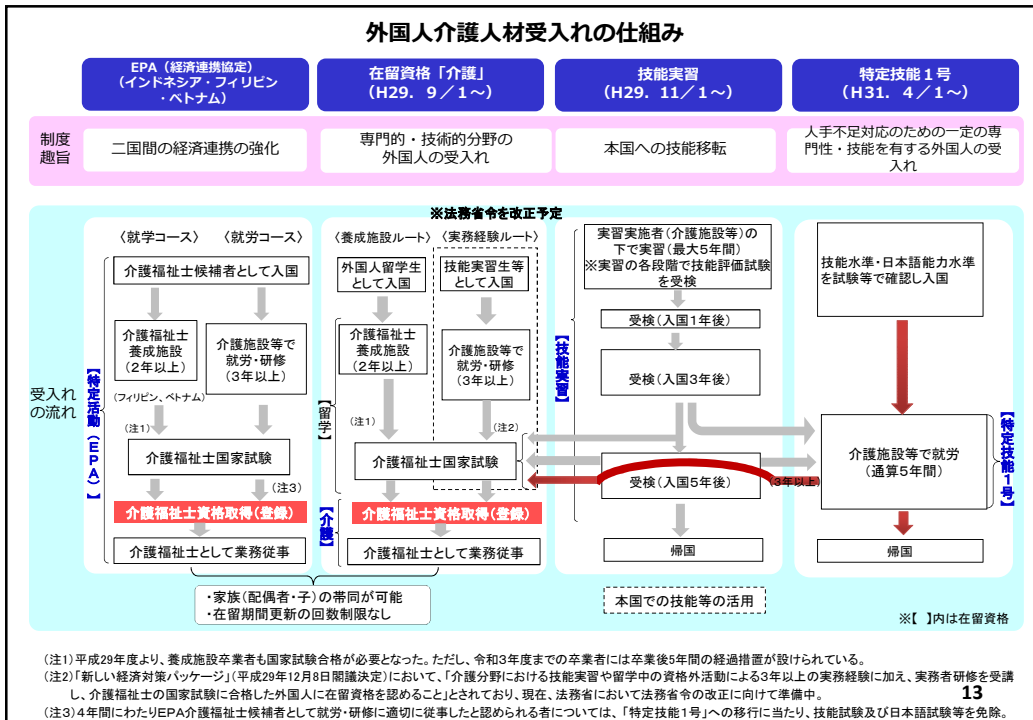
- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたり、コミュニケーションや文化・風習の違いに関する不安を感じる、また、外国人介護人材の学習支援や生活面における支援体制が整備できないため受入れができないといった声が一部の介護施設等においてみられる。
- このような指摘を踏まえ、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備を支援することにより、介護施設等の不安を和らげるとともに、受け入れた外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにすることが重要である。
- このため、令和2年度要求においては、地域医療介護総合確保基金事業の新規メニューとして、外国人介護人材の受入れ施設・受入れ予定施設の環境整備等に必要経費を要求する。

新規事業の内容（イメージ）

- 外国人介護人材受入れ施設環境整備事業として、外国人介護人材の受入れ施設又は受入れ予定の施設等が行う以下の取組について必要経費についての助成を可能とする。

- 日本人職員、外国人介護職員、介護サービスの利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組
 - ・介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
 - ・講習会への参加等の多文化理解を促進するための取組にかかる経費 など
- 外国人介護人材の支援体制の強化に資する取組
 - ・介護福祉士資格取得を目指す外国人職員に対する学習支援にかかる経費
 - ・外国人介護職員の生活面、メンタルヘルス面等を支えるための取組にかかる経費 など
- 介護福祉士養成施設における留学生への教育の質の向上に資する取組
 - ・留学生に適切な指導を行うための教員のスキルアップに資する研修等にかかる経費 など

(参考3) 外国人介護人材受入れ制度について





- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験又は必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
(14分野) 建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

【就労が認められる在留資格の技能水準】

